

地区計画の区域内における行為の届出書

(

地区計画)

年 月 日

(あて先) 八千代市長

届出者 住 所

氏 名

担当者及び連絡先

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- (1) 土地の区画形質の変更
  - (2) 建築物の建築又は工作物の建設
  - (3) 建築物等の用途の変更
  - (4) 建築物等の形態又は意匠の変更
- } について、下記により届け出ます。  
(該当する番号に○をつける)

記

- 1. 行為の場所 \_\_\_\_\_
- 2. 行為の着手予定日 年 月 日
- 3. 行為の完了予定日 年 月 日
- 4. 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m <sup>2</sup>	
建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別		( 建築物の建築・工作物の建設 ) ( 新築・改築・増築・移転 )			
	(ロ) 設計の概要			届出部分	届出以外の部分	合計
		①敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		②建築又は建設面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		③延べ面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		④高さ		平均地盤面から m		
		⑤建築用途				
		⑥建築物等の形態又は意匠				
		⑦かき又はさくの構造				
		⑧グリーンベルトの保全の状況				
⑨壁面の位置の制限						
(3) 建築物等の用途の変更		イ)変更部分の延べ面積	ロ)変更前の用途	ハ)変更後の用途		
		m <sup>2</sup>				
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更						

備考

- 1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2. 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4. 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。